

**日程第5 委員会提出議案第1号 社会保障と税の一体改革に対する意見書について**

○議長（井上勝彦君）日程第5 委員会提出議案第1号 社会保障と税の一体改革に対する意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
総務委員会委員長 9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）それでは、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

社会保障と税の一体改革に対する意見書。

社会保障と税の一体改革の関連法案は、衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に審議の場が移された。

現在の不況下での増税は、国民消費のさらなる落ち込みや被災地をはじめ全国の地域経済が大打撃を受けるという国民世論がある。とりわけ税の価格転嫁がままらない中小・零細企業は、消費税倒産や廃業など深刻な事態となることは必至、さらに労働者の賃金下落や雇用不安などもあり、消費税増税に危惧する声が多い。

政府には長年の懸案事項である「社会保障と税の一体改革」の実現や議員特権の削減、さらなる行財政改革など早急に対応すべき問題がいくつもある。よって、以下の点について十分な議論・検討を強く要望する。

記。

1. 社会保障の全体像を速やかに示すこと。
2. 景気回復に向け、国の成長戦略を具体的に示すこと。
3. 税の再配分機能を高める税制のあり方を早急に検討すること。

4. 消費税増税の逆進性対策を早急に示すこと。

5. 徹底した行財政改革を推進すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 橋本市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 社会保障と税の一体改革に対する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案1件が議決されましたが、

その字句、数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。